

様式 1

苦 情 申 立 書

令和 7 年 8 月 15 日

(あて先) 札幌市オンブズマン

ふりがな
氏 名 たかくわひろひと

高桑 広仁

住 所 〒001-0011

札幌市北区北 1 1 条西 3 丁目 2 - 2 3

ノースタウンハウス 2 2 2

電話番号 090-2392-8284

年 齢

札幌市オンブズマン条例第 14 条の規定により、次のとおり苦情の申立てをします。

申し立てる 苦情の内容及 び理由	現在、札幌北区役所生活保護 1 課管轄に於いて生活保護受給者である本人に於ける、 「老齢(基礎)年金改定による保護費過払いによる返納金収入認定により」、令和 7 年 8 月 1 日を保護の変更日とした現在の毎月の支給額は、住宅扶助を含め、変更後の総扶助額 15,525 円 としているところ、当該処分結果につき不服等は存しないものの、令和 7 年 7 月 23 日を決定日とした保護変更決定通知書本面が、令和 7 年 8 月 1 日支給日前日の令和 7 年 7 月 31 日に、普通郵便にて投函されていた事案に付き、下記内容にて苦情申立てを行います。 令和 7 年 8 月 1 日支給分に於いて、その前日に上記事由による減額の影響により、急遽 8 月の生活設計の変更を余儀なくされた事案であり、 生活保護ケースワーカーとしての、 ① 生活に困窮する人々を支援する専門職 ② 生活状況の把握、自立に向けた支援計画の策定 を目的とした職務である事であれば、受給者の携帯電話番号が直近に変更していたものの、生活設計の性急たる変更の内容そのものである旨、訪問等により直ちに上記変更決定を先んじて本人に伝達すべき事項でもあり、この不作為に付き、当該生活保護ケースワーカーとしての職務を下記法令違反に該当する内容と察するに至った次第である故、今件にかかる苦情申立てといたします。 地方公務員法第 29 条にある 2. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合		
苦情の申立ての原因となった事実のあった日	令和 7 年 8 月 1 日		
他の制度への 手続きの有無	☐有 ☐市民相談 ☐請願・陳情（議会） ☐監査委員 ☐直接請求 ☐行政不服審査 ☐行政事件訴訟 ☐その他 （当該保護変更決定通知書原本を添付）		

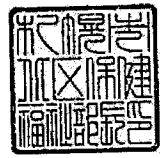
〒001-0011 #2002470
札幌市北区北11条西3丁目2-23
ノースタウンハウス 222号室

札北保一第 321185 号
令和 7年 (2025年) 7月23日

高桑 広仁 様



札幌市北区保健福祉部長
阿部 仁志



保護変更決定通知書

生活保護法による保護について、下記のとおり変更することに決定しましたので通知します。

記

- 1 保護の種類及び程度
あなたの世帯の最低生活費 収入に充てる額 既支給額 程度
109,310 円 - 83,785 円 - 0 円 = 25,525 円 (A)

種類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	その他	合計
最低生活費 (円)	74,310	35,000	0	0	109,310

介護・医療扶助自己負担額 8 月 0 円

- 2 保護の変更日 令和 7年 8月 1日
3 保護を変更した理由
老齢 (基礎) 年金改定による
保護費過払いによる返納金収入認定による

- 4 別送金がある場合におけるその金額と支払先 (B)
5,000 円 返還金代理納付 北区
5,000 円 返還金代理納付 東区

- 5 支給日、支給方法及び実際に支払う扶助額
支給日 令和 7年 8月 1日以降
支給方法 口座振込
ゆうちょ銀行 九〇八
(口座番号 3739***)

あなたに実際に支払う扶助額 (A) - (B)
15,525 円

備考

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道知事に対し審査請求をすることができます (なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、札幌市 (訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。) を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
1 審査請求をした日の翌日から起算して50日 (50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日) を経過しても裁決がないとき。2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
支給方法が口座振替の場合は、支給日にこの通知書の金額が口座振替されます。毎月の支給日は別にお知らせします。

毎月の生活保護費について扶助額が変わるときは、保護変更決定通知書によりお知らせします。